

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	居住安定援助計画の認定事業者の地位の承継の承認		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：)		
	【内容】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ・第45条(地位の承継) 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定住宅の敷地の所有権その他当該認定住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。		
審査基準 設定年月日	令和7年10月1日	審査基準 最終変更年月日	令和7年10月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。期間(図書の不備による追加提出に要した日数を除く、おおむね30日。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。